

はしがき

本書は、民法全体についての入門（第1部）と民法総則の概説（第2部・第3部）の3部からなっており、初学者として民法を勉強する人、法学部ではじめて民法の講義を聴く人を念頭において書かれたものである。

法律分野としての民法が規律するのは、日常の買い物から住宅ローン、交通事故、結婚、親子関係、相続など、生まれてから死ぬまで人生で経験する生活全体のほとんどにかかわっている。だからわかりやすいかというと、そう話は単純ではない。

本書が扱う民法入門や民法総則を、多くの法学部の学生は、民法の一連の講義のはじめ、いやそもそも法律の講義の一番はじめるころに聞く場合が多いだろう。ところが、とくに民法総則は、初学者にとって、民法の他の編に比較して、とりたてて易しいわけではなく、むしろ難しい面がある。

総則の規定する「人」や「物」、「法律行為」、「時効」といった制度や規定は、民法の規定する物権と債権というこれまた非常に抽象的な権利の、主体や客体、変動の要件である。だから、実は物権や債権について知らなければ十分に理解できない。たとえば、法律行為は、債権の発生原因であると同時に物権変動の原因でもあるから、法律行為で議論されていることは、物権法の内容である物権変動論とも深く関係するし、債権法の内容である契約責任の考え方とも密接にかかわっている。そのために物権や債権のことがわからなければ、総則で議論されていることも十分には理解できない。

もっとも、逆に物権や債権も、総則の規定の内容をまったく知らないで理解するのは難しい。結局どこから始めても、程度の差はあれ全体が理解できなければ、各部分を十分に理解することはできないのだから、法典の順にしたがって総則からはじめて民法を順に勉強してゆくことも悪くはない。

それに加えて、民法総則は民法全体に通底する考え方を示している部分がある。この考え方ははじめに学んでおくことも、民法の他の分野を勉強する上で有益だと考えられる。

そこで本書を編むに際しては、はじめて民法を学ぶ人たちの、民法全体の理

解への道を閉ざしてしまわないように、できるだけわかりやすく、またははじめから順に読んで民法全体の概要と総則の内容が理解できるように解説したつもりである。

監修を務められた田井先生のお勧めで、執筆者一同が本書の執筆を始めたのは、ずいぶん以前のことになる。その間に債権法の大きな改正があり、総則の内容も大幅に変更された。そのため、本書の刊行は遅延を重ねることになり、元号も平成から令和に変わってしまった。その間、辛抱強く完成に向けてお付き合いくださった、法律文化社の舟木和久さんに心より感謝申し上げたい。

2019年5月

執筆者を代表して

大中 有信